

宜野湾市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

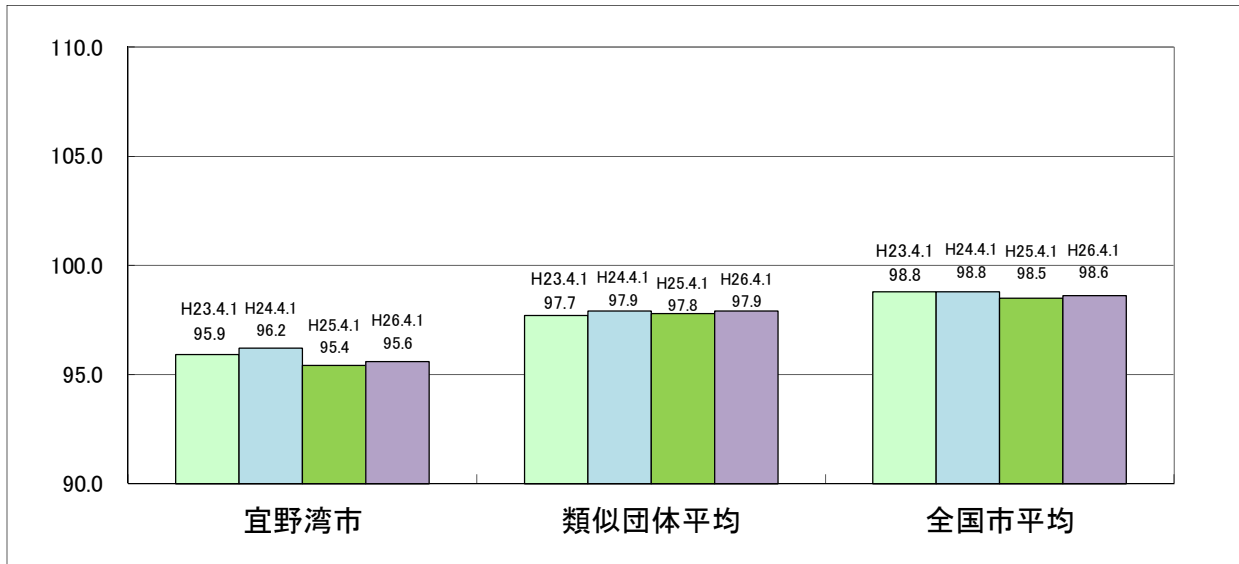
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 95,913	千円 40,739,875	千円 1,394,402	千円 4,794,296	% 11.7	% 14.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 602	千円 1,912,593	千円 346,416	千円 686,327	千円 2,945,336	千円 4,893	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経過年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。
※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

本市は人事委員会を持たないため割愛

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施] 改定実施時期：平成27年4月1日

(内容) 国、県の見直し内容を踏まえ、全職種の給料表を改定。給料表の水準の平均2% (在職者平均1.6%)の引下げの実施。激変緩和のため3年間の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

特になし

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宜野湾市	38.2歳	277,500円	324,965円	303,819円
沖縄県	41.0歳	312,162円	367,262円	341,300円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.6歳	322,632円	389,653円	357,265円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宜野湾市	44.5歳	59人	309,300円	351,927円	336,042円
うち 調理員	45.0歳	32人	313,132円	340,388円	335,692円
うち 介護員	40.4歳	16人	286,027円	365,432円	319,621円
うち 用務員	48.8歳	12人	304,516円	332,950円	328,617円
沖縄県	52.0歳	147人	348,160円	395,296円	377,075円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円
類似団体	49.7歳	34人	316,350円	352,255円	336,838円

③ 教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宜野湾市	34.3歳	276,003円	294,950円
沖縄県	43.3歳	365,211円	410,137円
類似団体	40.1歳	302,285円	332,987円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 (注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		宜野湾市	沖縄県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	163,987円
	高校卒	140,100円	140,100円	133,418円
技能労務職	高校卒	137,200円	137,200円	-
	中学卒	129,200円	129,200円	-
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	192,800円	192,800円	-
	短大卒	168,600円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	247,527円	351,900円	370,075円	408,980円
	高校卒	197,067円	265,233円	363,000円	369,800円
技能労務職	高校卒	- 円	274,200円	- 円	354,950円
	中学卒	- 円	260,000円	- 円	- 円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	283,600円	- 円	- 円	- 円
	短大卒	240,050円	- 円	- 円	- 円

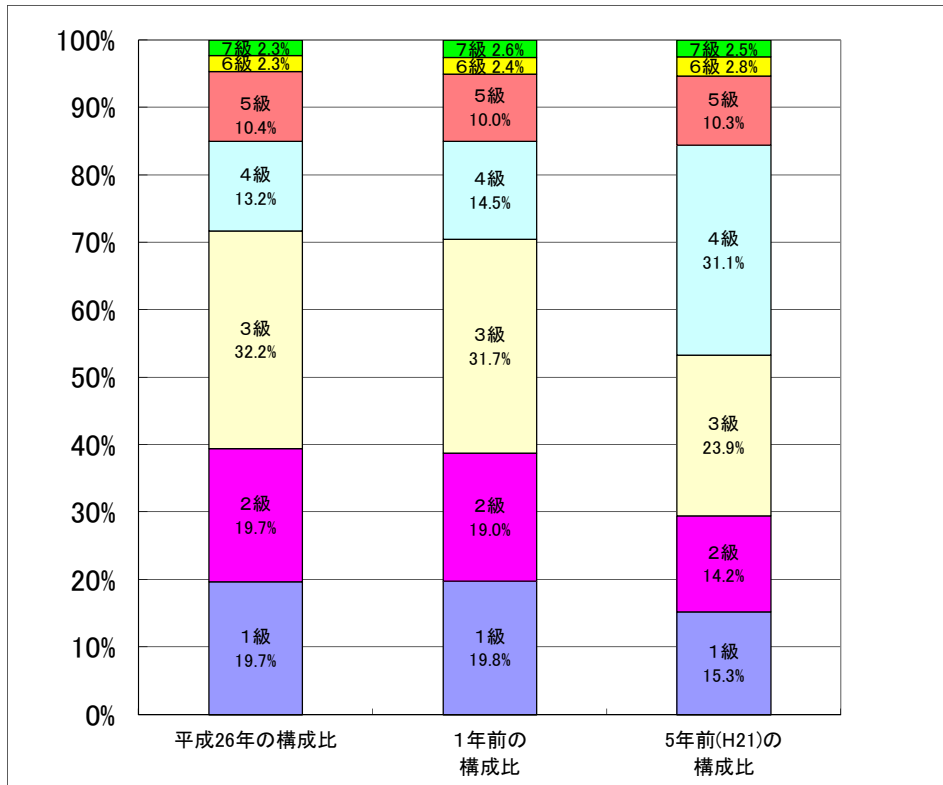
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	(1) 主事補又は技師補等の職務	76人	19.7%	135,600	243,700
	(2) 主事又は技師等の職務				
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務	76人	19.7%	185,800	307,800
3級	(1) 係長、保育所長、担当主査又は担当技査の職務	124人	32.2%	222,900	354,700
	(2) 主任主事(技師)等の職務				
4級	(1) 困難な業務を所掌する係長、保育所長、担当主査又は担当技査の職務	51人	13.2%	261,900	403,300
	(2) 相当高度の知識又は経験を必要とする主査又は技査等の職務				
5級	(1) 課長、所長、園長、室長、主幹及び技幹の職務	40人	10.4%	289,200	416,200
	(2) 消防本部の所長、署長又は消防司令の職務				
	(3) 選挙管理委員会事務局の長の職務				
	(4) 監査委員事務局の長の職務				
6級	(1) 次長の職務	9人	2.3%	320,600	422,600
	(2) 消防本部の次長又は消防司令の職務				
	(3) 参事の職務				
7級	(1) 部長の職務	9人	2.3%	366,200	456,200
	(2) 議会事務局の長の職務				
	(3) 消防長の職務				
	(4) 参事監の職務				
計		385人	100%		

(注) 1 宜野湾市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度が導入されるまでは、勤怠状況等の評価を中心に昇給を行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宜野湾市	沖縄県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,189 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,426 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 3.95 月分 勤勉手当 (-) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 (1.45) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 (1.45) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務成績の反映は、人事評価制度が導入された後に検討する予定です。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

宜野湾市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
1人当たり平均支給額	1,685 千円	24,633 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種(公営企業職員除く)職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

制度なし

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		8,223千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		57,503円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		21.4%		
手当の種類(手当数)		14種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴税及び滞納整理手当	納税課及び国民健康保険課に所属する職員	税の徴収又は滞納整理の業務に従事したとき	1,387千円	月額 5,000円
税務手当	税務課に所属する職員	税の賦課又は賦課に関する調査の業務に従事したとき	822千円	月額 3,500円
消防活動手当	消防職員	緊急通報に基づき出動し、火災、救急、自然災害又は事故等による災害救助活動及び火災調査に従事したとき(ただし、1回の出動において2以上の業務に従事したときは、高い方の額のみ支給)	3,741千円	出動1回につき250円 救命措置1回につき300円 はしご車活動1回につき300円 潜水活動1回につき1,000円
精神障害者及び旅行病人取扱手当	健康増進課及び障がい福祉課に所属する職員	旅行病人の救護又は精神障害者の入院措置の業務に従事したとき	11千円	日額 1,000円
旅行死人取扱手当	保護課に所属する職員	行路死人を取扱う業務に従事したとき	-	日額 3,000円
防疫作業手当	健康増進課及び環境対策課に所属する職員	感染症の(若しくは疑いのある)患者の救護又は当該病原体の付着した物件の(若しくは疑いのある)処理作業に従事したとき	-	日額 290円
災害応急作業等手当	建設部に所属する職員	防災計画に基づき、災害現場での巡回監視の業務に従事したとき	-	日額 600円
		防災計画に基づき、災害現場での応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき	-	日額 910円
		防災計画に基づき、災害現場等で行う災害警備、避難救助又はこれらに相当する作業に従事したとき	-	日額 840円
		上記の各業務が日没時から日出時までの間において行われた場合は、各手当額に定める額にその100分の50に相当する額を加算する。ただし、同一の日において市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、各手当額に定める額にその100分の100に相当する額を加算する。	-	日額 910円を超えない範囲
福祉事務従事手当	保護課及び障がい福祉課に所属する職員	社会福祉事務に従事又はその指導監督を行うとき	1,350千円	月額 4,500円
特殊現場作業手当	建設部に所属する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務に従事したとき	23千円	日額 220円 (20メートル以上は320円)
		地表下又は水面下4メートル以上の深所で行う業務に従事したとき	2千円	日額 450円
		現に共用している下水道人孔内において業務に従事したとき	-	日額 220円
暴風雨時勤務手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたとき	751千円	1時間 1,000円
用地交渉等手当	用地課に所属する職員	公共事業の用に供する土地の取得等に係る交渉業務のうち困難な業務に従事したとき	15千円	日額 200円
危険物取扱作業手当	職員	埋設不発弾を発掘する際の立会作業又は発掘されるまでの間に応急作業に従事したとき	1千円	日額 250円
		サリン等又はその疑いのある物質による被害の危険がある区域内での作業に従事したとき	-	日額 460円
災害時緊急支援活動手当	職員	消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊としての活動に従事したとき	-	日額 3,000円
		上記以外の職員で、被災地等の要請により災害が発生した市町村に派遣され活動に従事した消防職員	-	日額 1,500円
建築主事手当	建築主事	建築主事の業務に従事する職員	120千円	月額 10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	112,333千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	172千円
支給実績(平成25年度決算)	106,843千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	160千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他 6,500円 ただし、配偶者がいない場合1人については11,000円を支給。16歳から22歳の子1人につき5,000円の加算あり。	同じ		70,940千円	242,945円
住居手当	借り受けの場合、最高27,000円	同じ		72,867千円	293,819円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上から支給 交通機関等利用は定期券等の額を支給。限度額55,000円 自家用車は、距離に応じて2,300円～40,000円支給	異なる	交通機関等利用は、6箇月定期券等による一括支給。限度額55,000円 自家用車は、距離に応じて2,000円～24,500円支給	26,417千円	54,694円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・部長級 給料月額13% ・次長級 給料月額11% ・課長級 給料月額10%	異なる	棒給表別・職務の級別・区分別に応じて定額を支給	35,915千円	460,449円
休日勤務手当	宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務する事を命ぜられた職員に支給。 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に125/100～150/100までの範囲内で規則で定める割合を乗じた額	同じ		20,682千円	287,250円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		4,529千円	62,041円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給。 勤務1回につき ・部長相当職 10,000円 ・次長相当職 9,000円 ・課長相当職 8,000円	異なる	手当の支給額については勤務1回につき6,000～12,000円	支給実績なし	支給実績なし

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	855,950 円 (901,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円
	副 市 長	742,000 円 (- 円)	830,000 円 / 375,000 円
報 酬	議 長	479,000 円 (- 円)	698,000 円 / 310,000 円
	副 議 長	426,000 円 (- 円)	620,000 円 / 245,000 円
	常任(運営)委員長	409,000 円 (- 円)	- 円 / - 円
	議 員	400,000 円 (- 円)	560,000 円 / 222,000 円
期末手当	市 長 副 市 長	(平成25年度支給割合) 2.95月分	
	議 長 副 議 長 常任(運営)委員長 議 員	(平成25年度支給割合) 2.95月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市 長 副 市 長	855,950円 × 在職年数 × 500/100 742,000円 × 在職年数 × 300/100	17,119,000 円 任期毎 8,904,000 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

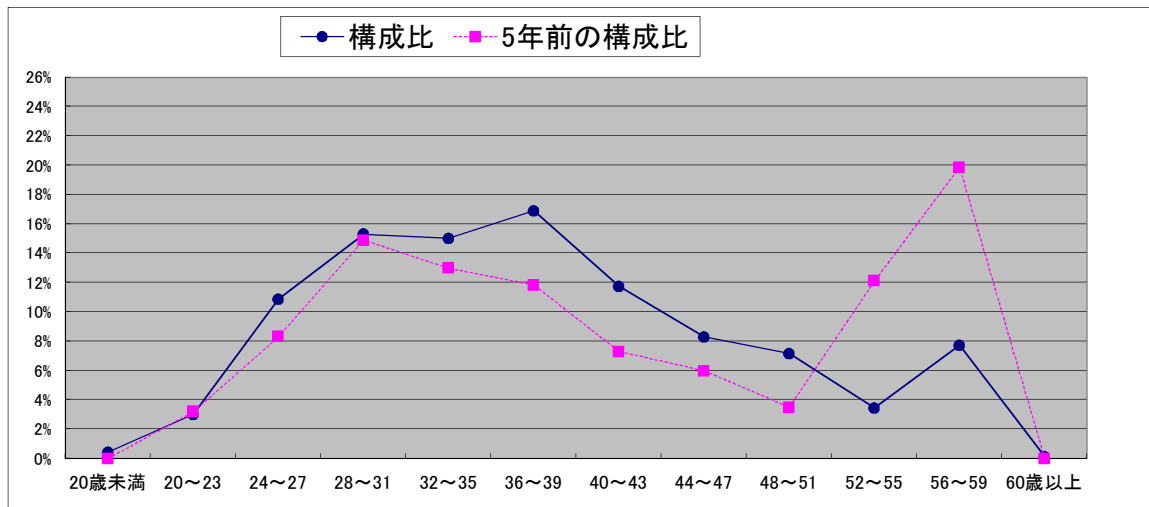
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位:人)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	△2 滞納整理班の廃止等に伴う減員 7 県からの権限移譲による業務増に対応する事等による増員
		総務企画	125	125	0	
		税務	39	37	△2	
		民生	95	102	7	
		衛生	31	31	0	
労働		5	5	0		
農林水産		4	4	0		
商工		5	5	0		
土木	56	58	2	2 キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還に対応する事等による増員		
	計	368	375	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 39.10 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.82)	
	教育部門	150	143	△7	学校給食センター調理員の職種変更等による減員	
	消防部門	85	85	0		
	小計	603	603	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.87 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72.62)	
公営企業等	水道	水道	30	30	0	1 公営企業会計移行への対応のための増員 △1 事業先送りに伴う一時的減員
		下水道	12	13	1	
		その他	54	53	△1	
	小計	96	96	0		
合計		699	699	0		
		[728]	[728]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3 人	21 人	76 人	107 人	105 人	118 人	82 人	58 人	50 人	24 人	54 人	1 人	699 人

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	平成16年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)
一般行政	375	345	347	347	356	368	375	30 (8.70%)	0 (0.00%)
教育	152	149	151	148	148	150	143	-6 (-4.03%)	-9 (-5.92%)
消防	79	84	83	82	85	85	85	1 (1.19%)	6 (7.59%)
普通会計 計	606	578	581	577	589	603	603	25 (4.33%)	-3 (-0.50%)
公営企業等会計 計	105	104	98	98	99	96	96	-8 (-7.69%)	-9 (-8.57%)
総合計	711	682	679	675	688	699	699	17 (2.49%)	-12 (-1.69%)

(注) 各年における総務省定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,747,799	千円 251,271	千円 143,460	% 8.21	% 8.29

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費14,822千円は含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 30	千円 98,683	千円 11,802	千円 33,383	千円 143,868	千円 4,796	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。
3 資本勘定支弁職員の給与費は15,541千円である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宜野湾市	37.0歳	271,734円	398,500円
団体平均	45歳	342,822円	509,358円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宜野湾市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,114千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,456千円
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.95月分 -月分 (-)月分 (-)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有(5~15%)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

宜 野 湾 市	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額 千円 24,190 千円	1人当たり平均支給額 13,934 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23~25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

制 度 な し

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		78千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		2,600円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		43.3%		
手当の種類(手当数)		4種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道技術管理者手当	水道技術管理者	水道技術管理者に命じられその職に従事するとき	60千円	月額 5,000円
暴風雨時勤務手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたとき	18千円	1時間 1,000円
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務に従事したとき	0千円	日額 220円 (20m以上は320円)
	職員	地地下又は水面下4メートル以上の深所で行う業務に従事したとき	0千円	日額 450円

オ 時間外勤務手当

支給実績	(24年度決算)	4,240千円
職員1人当たり平均支給年額	(24年度決算)	141千円
支給実績	(25年度決算)	3,779千円
職員1人当たり平均支給年額	(25年度決算)	126千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、その他6,500円 ただし、配偶者がいない場合 1人については11,000円を支給 16歳から22歳の子1人につき5,000円の加算あり	同	3,037千円	178,647円
住居手当	借り受けの場合、最高27,000円	同	4,382千円	313,000円
通勤手当	交通機関等利用者は定期券等の額。限度額55,000円 自家用車は距離に応じて2,300~40,000円	同	1,720千円	71,667円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・次長級 給料月額11% ・課長級 給料月額10%	同	1,434千円	478,028円